

各大学・高等専門学校を設置する
各種法人の代表者
各大学・短期大学学長
各高等専門学校長

殿

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局政策課)

緊急事態宣言の発出に伴う福岡県における緊急事態措置の実施について

平素より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本県の新規陽性者数が12月12日の「福岡コロナ警報」発動後も高い水準で推移していることや、一都三県を対象とした緊急事態宣言が発出されたことなどから、県では1月8日に県民及び事業者の皆様に対して、緊急事態宣言の対象区域への移動自粛などの協力を要請したところです。

本日、国において、大都市からの感染の拡大を抑える必要があることなどの理由から、本県を緊急事態宣言の対象区域に追加することが決定されました。これまで、県では、医療提供体制の維持・確保と感染拡大防止の徹底に努め、社会経済活動に対する影響をできる限り小さくしてきたところですが、国として判断がなされた以上は、できるだけ早く感染拡大を防止することができるよう、取組みを徹底する必要があります。

県民の皆様に対しては、生活や健康の維持に必要な場合を除いた不要不急の外出・移動の自粛（特に20時以降の不要不急の外出自粛の徹底）、事業者の皆様に対しては、飲食店等の営業時間を20時までとすることなど、別添資料のとおり協力を要請したところです。

つきましては、別添資料の内容を貴校の学生、教職員等の方々に周知していただきますようお願いいたします。

また、大学及び高等専門学校の運営につきましては、今回、一律の休業の要請はありませんので、令和3年1月8日付文部科学省高等教育局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（周知）」に基づき、感染防止対策を徹底したうえで学修機会の確保を図っていただきますようお願いいたします。

別添資料 福岡県における緊急事態措置の実施について

担当：福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局政策課
副課長 國武
TEL：092-643-3127
メール：shisei@pref.fukuoka.lg.jp